

第13 販売取扱所（危政令第18条）

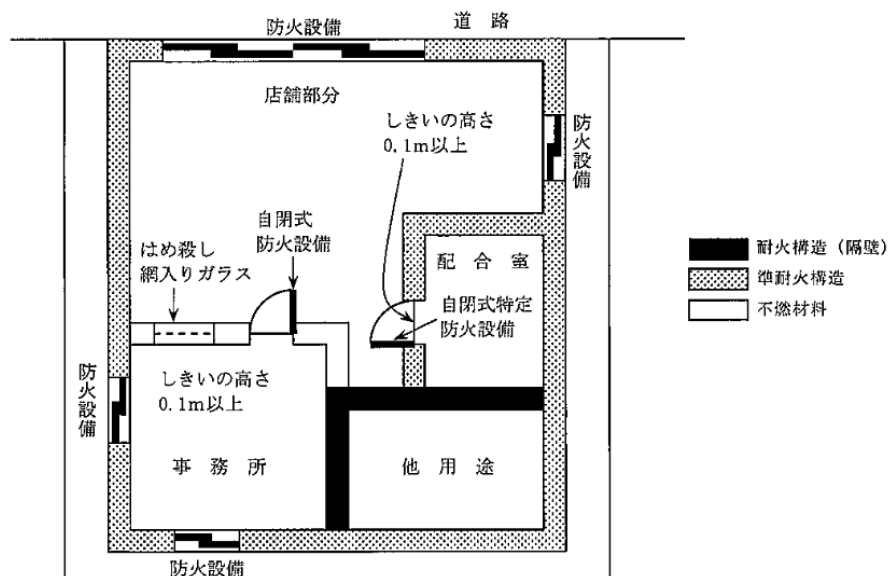
1 技術基準の適用

販売取扱所は指定数量の倍数に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。。

区分	危政令	危省令
第1種販売取扱所（15倍以下）	18Ⅰ	
第2種販売取扱所（15倍超～40倍以下）	18Ⅱ	

2 第1種販売取扱所（危政令第18条第1項）

- (1) 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとするよう指導する。◆
- (2) 危令第18条第1項第3号ただし書きの規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）に、連絡等のためやむを得ず出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とすること。
- (3) 他用途部分との隔壁には必要最小限度の監視用の窓（網入りガラス入りはめ殺し戸とし、温度ヒューズ付特定防火設備）を設けることができる。（昭和51年7月12日消防令第23-3）
- (4) 販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするよう指導する。◆
- (5) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができる。
- (6) 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次により指導する。◆（第13-1図 参照）
 - ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。
 - イ 出入口には、自動閉鎖式の防火設備を設ける。
 - ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
 - エ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、網入りガラス入りはめ殺しとする。
 - オ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とする。
 - カ 建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じるように指導する。
- (7) 販売取扱所は、危険物を容器入りのまま取り扱うことが前提であるため、店舗部分には通常、可燃性蒸気の滞留するおそれはないとし、配合室内はそのおそれがあるものとする。



第13-1図 事務室の設置例

第 13 販売取扱所

3 第 2 種販売取扱所（危政令第 18 条第 2 項）（第 13-2 各図 参照）

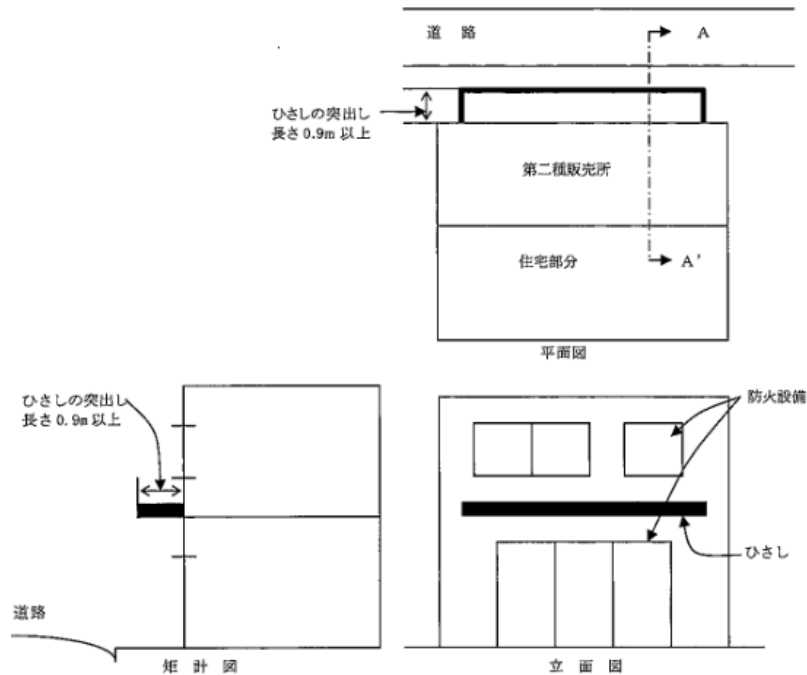
前 2（2）を除く。）によるほか、次によること。

(1) 第 2 種販売取扱所の設置位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所にならないよう指導する。◆

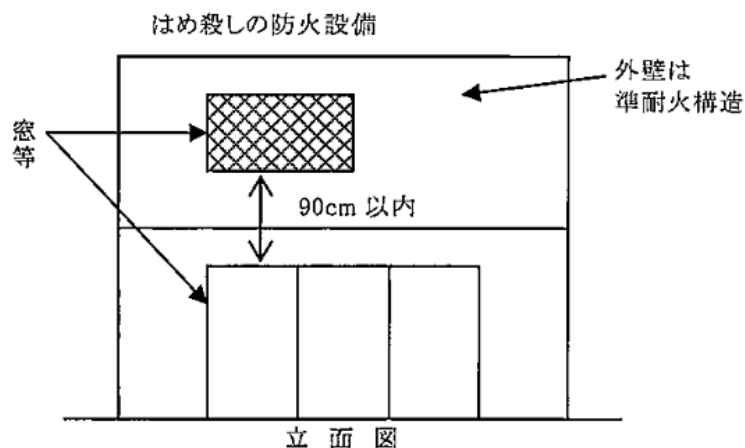
(2) 上階への延焼を防止するための措置

危令第 18 条第 2 項第 2 号に規定する上階への延焼を防止するための措置としては、次による方法がある。

ア 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号）



第 13-2 図 上階への延焼を防止するための措置例①



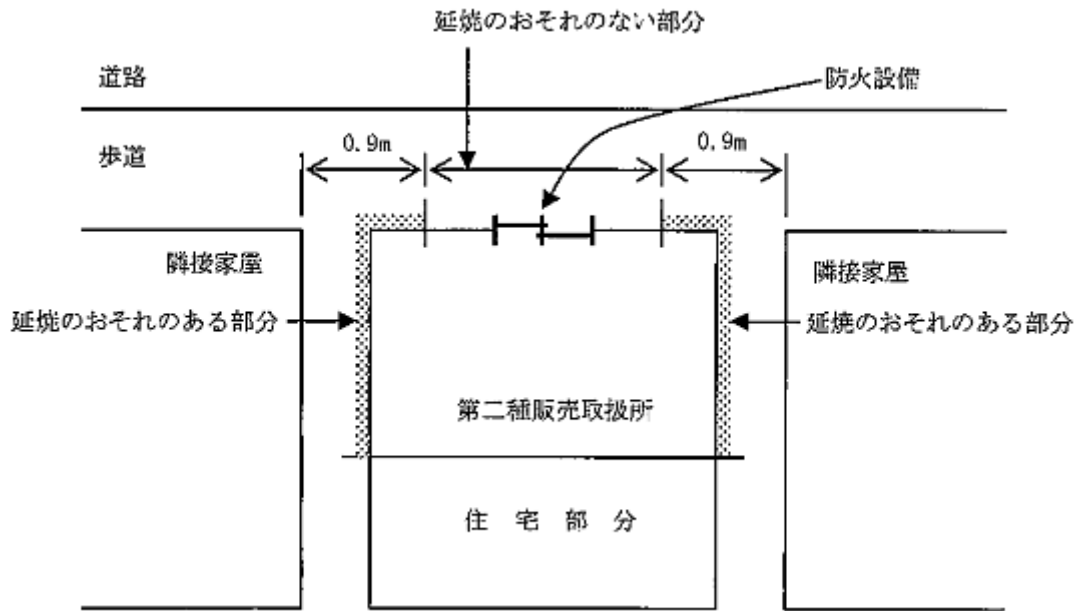
第 13-2-1 図 上階への延焼を防止するための措置例②

上階の外壁が耐火又は防火構造であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階に開口部を設ける場合ははめ殺しの防火設備であること。

（昭和 48 年 8 月 2 日消防予第 121 号）

(3) 延焼のおそれのない部分 (第13-3図 参照)

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が 0.9m 以上のである取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分としてみなすことができる。



第13-3図
「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び
「延焼のおそれのない部分」の例